

国保さかた

◎発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町三丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp

年1回は健診を受け、自分の健康状態を把握しましょう。
「集団健診／市民健康センター」



ジェネリック医薬品をご活用ください



●ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、同一の効果を持つものをジェネリック医薬品(後発医薬品)といいます。新薬の特許期間が終了した後に販売され、開発コストがかからないことから、価格が安く抑えられています。また、大きさや味、保存性などを工夫、改良している場合もあります。

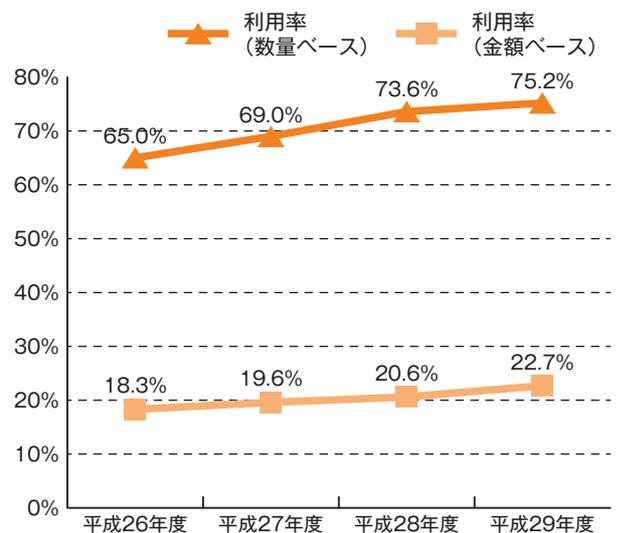
●なぜジェネリック医薬品なの？

近年、高齢化や医療の高度化に伴い、一人当たり医療費が増加傾向にあり、今後の上昇も予想されています。医療費は皆さんの窓口負担や国保税などによって成り立っており、ジェネリック医薬品の利用により、同じ医療水準のまま全体の医療費を抑えたり、皆さんの負担軽減につながります。

●安全性は？

ジェネリック医薬品は、新薬によって安全性が確認された成分を利用しています。また、国の厳格な審査により、新薬と同等の安全性を持つと認められたものが承認されています。

利用率の推移(各年度平均)



(資料：山形県国保連合会)

●ジェネリック医薬品を希望するときは

ジェネリック医薬品は市販薬ではなく、処方せんが必要な薬です。まずは医師や薬剤師にご相談ください。

☆国保年金課や各総合支所ではジェネリック医薬品の「希望シール」を配布しています。保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。



交通事故にあった時は届出を

交通事故など、第三者(相手)の行為によるケガの治療に国民健康保険証を使用する場合は「第三者行為による被害届」の届出が必要です。かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を、酒田市が第三者に請求します。

☆届出に必要なもの☆

- ① 国民健康保険証 ② 印鑑 ③ 事故証明書(交通事故の場合)

☆届出先☆

国保年金課 または 各総合支所地域振興課

☆交通事故以外に「第三者行為による被害届」が必要な場合☆

- ・ 傷害事件に巻き込まれた ・ 他人の飼い犬にかまれた など

※自損事故は第三者行為になりませんが、国民健康保険証を使う場合は届出が必要です。



★次のような場合には、国民健康保険証が使えません★

- ・ 相手と示談を済ませた ・ 勤務中や通勤中の事故 など

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

- ① 負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝えてください。
何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は国民健康保険が使えません。
- ② 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、柔道整復師に相談のうえ医師の診断を受けましょう。
- ③ 領収証を必ずもらいましょう。

※平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際にも必要となりますので大切に保管してください。

国民健康保険税は、期限内に納めましょう

国民健康保険は、もしものときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国民健康保険税を出し合って、医療費などをみんなで支え合う助け合いの制度です。忘れずに納めましょう。

国民健康保険税は、口座振替が便利です

- 国民健康保険税の納付を口座振替にすると、納期のたびに金融機関等の窓口に出向く必要がないうえ、現金を持ち歩く必要もなく、納め忘れの心配もないため便利です。
口座振替をご希望の方は、市内に本・支店のある銀行・信用金庫・労働金庫・各農協・漁協・ゆうちょ銀行の窓口で直接申し込んでください。
- ※インターネットでの手続きもできます。詳細は市ホームページでご確認ください。

